

**登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）の遺失等に係る新規検査・登録申立書（別紙1）**  
**【登録事項等証明書が取得できる場合】**

平成 年 月 日

沖縄総合事務局陸運事務所長 殿

申立人 新所有者 住所 実印  
 氏名  
 新使用者 住所 印  
 氏名

今般、新規検査・登録申請するにあたり、下記のとおり登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）を遺失（紛失）・盗難・その他の理由により提出できないことを申し立てます。なお、発見された場合には、速やかに提出するとともに、本事案に関して事故が生じた場合は、一切の責任を負うことを誓約いたします。

記

1. 一時抹消登録時の登録番号	2. 車台番号		
3. 一時抹消登録時の所有者の氏名又は名称及び住所 (一時抹消登録後、所有者変更記録を受けた場合はその所有者)	氏名又は名称		
	住所		
4. 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）の交付があつてから遺失(紛失)・盗難・その他の理由（詳細記載）に至るまでの経緯及び現在の所有者に渡るまでの経緯			
5. 遺失(盗難)届を提出した警察署名、届出年月日、受理番号	警察署名	届出年月日	受理番号

【添付書類】

- ① 譲渡証明書（所有者の変更があつた場合に必要、譲渡人は実印を押印）
- ② 一時抹消登録時の所有者の印鑑証明書（一時抹消登録後、所有者変更記録を受けた場合はその所有者の印鑑証明書）  
 ※発行後3ヶ月以内のもの ※氏名又は名称及び住所に変更があつた場合は、その変更の原因を証明できる書面（住民票、戸籍謄本、登記事項証明書等）
- ③ 登録事項等証明書（発行後1ヶ月以内のもの）
- ④ 新所有者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑤ ①の書面を遺失等した場合、遺失等をした旨の理由書及び譲渡証明書発行済証（別紙8）

【注意事項】 検査は持ち込み検査となります。新規検査受検当日の受検前に相談窓口で申立書の記載及び添付書類について、登録官の確認を受けてください。

(その後、新規検査を受検し、検査合格後に新規登録申請となります。)